

伊勢崎市地域公共交通計画策定業務委託

公募型プロポーザルに関する質問への回答

No	質問（趣旨）	回答
1	<p>特記仕様書の（情報及び品質管理）第9条に記載された ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）について、弊社は情報技術部門で取得しており、その部門の技術者を執行体制に加えることで認められますか。</p>	<p>貴見のとおり、情報技術部門の技術者を執行体制に加えることで、特記仕様書第9条を満たしているものとしてします。</p>
2	<p>JISQ15001（プライバシーマーク：個人情報保護に関するマネジメントシステム）を弊社は取得しておりません。</p> <p>個人情報保護法その他の法令及び個人情報保護委員会が定めるガイドライン等を順守して、個人データの適正な取扱いを行っております。</p> <p>そのような取り組みだけではなく、資格保有が絶対条件との認識でよいですか。</p>	<p>個人情報保護法及び関係法令に基づき、個人データの適正な取扱いを行う必要性から貴見のとおりです。</p>
3	<p>一次審査の業務実績について何件の実績があれば満点となりますでしょうか。また、群馬県の実績とそれ以外の地域の実績で配点に違いはありますか。</p>	<p>実施要領2ページの「4. 選定方法」及び7ページの別表第1に基づき、業務内容と業務実績の件数を合わせて評価を行うもので、件数による基準点は設けておりません。また、群馬県の実績と県外地域の実績による配点の違いはありません。</p>
4	<p>業務体制表について市内業者活用の見込みについて様式5にどのように記載すればよいでしょうか。（例えば、表の欄外に予定している市内業者名を記載するなど。）</p>	<p>貴見のとおり、様式5の表の欄外に、市内業者の活用の見込みの有無について記載をお願いします。</p>

5	<p>企画提案書について枚数の制限はありますでしょうか。</p>	<p>実施要領4～5ページの「8.企画提案書等の提出」に基づき、6ページの「9.プレゼンテーション及びヒアリング（二次審査）」にあるプレゼンテーションの制限時間内に発表できる分量であれば、上限はありません。</p>
6	<p>企画提案書の製本の方法についてご教示ください。例えばフラットファイルに綴ることで問題ないでしょうか。</p>	<p>実施要領4～5ページの「8.企画提案書等の提出」に基づいた内容であれば、フラットファイルでも問題ありません。</p>
7	<p>プレゼンテーションの際には、企画提案書をパワーポイントに再構成したものを使用してもよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおり、再構成したパワーポイントを投影してプレゼンテーションを行うことを可としますが、投影する資料も企画提案書と併せて提出期限までに提出をお願いします。</p>
8	<p>会社実績について、プロポーザル実施要領「7.参加に係る書類の提出」の③業務 実績書（様式4）において、『過去5年間の同種業務や類似業務を記載すること（類似業務とは、地域公共計画、地域公共交通網形成計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、総合計画、その他地域公共交通計画に関連する総合的な計画の策定業務等とする。）とあります。一方、特記仕様書「（組織の業務実績に係る要件）第10条」において、『類似業務（国又は地方公共団体が発注した公共交通に関する調査・分析・検討等に係る業務）』とあります。これは双方のいずれかを満たした業務という理解でよろしいでしょうか</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

9	<p>管理技術者の要件について、特記仕様書には技術士「都市及び地方計画」と記載がありますが、プロポーザル実施要領には、「公共交通及び地方計画」と記載があります。技術士の選択科目に、「公共交通及び地方計画」は存在しませんので、技術士「都市及び地方計画」が正しいという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
10	<p>プロポーザル実施要領「8. 企画提案書等の提出」の「(6) その他」には、「③ 伊勢崎市の情報公開条例に準じ、提出された書類を公開することがある。」とありますが、提出する提案書には、公開により他社に模倣されるなど競争上の不利益が生じる秘匿されるべき情報や個人情報が含まれます。これらは、「伊勢崎市情報公開条例」第1章第7条(5)や(6)アなどの規定から、非公開情報に該当すると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりですが、提出いただいた書類について公開の必要が生じた場合は、受注者と協議のうえ市の関係条例に準じて判断するものとなります。</p>